

第 1 回 高遠町地域協議会会議録

開催日	令和 3 年 4 月 30 日 (金)					
開催時間	開 会	午後 6 時 30 分			閉 会	午後 8 時 05 分
開催場所	高遠町総合福祉センター 2 階会議室					
委員の出欠 出席 17 名 欠席 3 名	番号	委員氏名	出欠	番号	委員氏名	出欠
	1	北原 敏久	出	11	菅 修一	欠
	2	廣瀬 源司	出	12	福澤 初子	欠
	3	北原 潔	出	13	北原 世津子	出
	4	守屋 浩子	出	14	赤羽 正彦	出
	5	伊藤 岩雄	出	15	浦野 真吾	出
	6	西村 博	出	16	大塚 治男	出
	7	小松 恵利子	出	17	山岸 加代子	出
	8	保科 浩一	出	18	矢野 貴直	出
	9	竹内 学	出	19	蜷川 清人	欠
	10	伊藤 総子	出	20	北原 正崧	出
署名委員	13 番	北原 世津子		15 番	浦野 真吾	
委員以外 の出席者 出席 11 名	高遠町総合支所長 山崎大行、同総務課長 柴田妙子、同市民福祉課長 松澤 健、 同農林建設課長 松島裕司、高遠商工観光課長 山下 隆、高遠長谷水道課長 柴 田正明、生涯学習課高遠教育振興係長 酒井 修、総務課総務係長 田辺恵一、総 務課主査 伊藤智美 伊那市議会議員 飯島 進、宮原英幸					
会議事項	報告事項 (1) 令和 3 年度高遠町地域関係事業・予算について (2) 千代田湖キャンプ場の運営について 協議事項 (1) 委員提案 ア 太陽光発電設備の適正な設置について 伊那市協働のまちづくり交付金事業の選考について (1) 申請団体から事業計画説明及び質疑 (2) 選考 その他					
会議提出資料	1 令和 3 年度高遠町地域関係事業・予算について 【資料 1】 2 千代田湖キャンプ場の運営について 【資料 2】 3 太陽光発電設備の適正な設置について 【資料 3】 4 伊那市協働のまちづくり交付金事業（高遠町）選考シート 【選考資料 1】 【選考資料 2】					

1 開会（午後6時30分） 進行 西村副会長

2 あいさつ 伊藤会長
山崎支所長

3 欠席委員の報告 11番 菅 修一 委員 12番 福澤 初子 委員
19番 蛭川 清人 委員

4 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に「13番 北原 世津子 委員」「15番 浦野 真吾 委員」を指名

5 新委員自己紹介 北原 敏久 委員 小松 恵利子 委員 竹内 学 委員
伊藤 総子 委員

6 報告事項

(1) 令和3年度高遠町地域関係事業・予算について 各課から説明

(2) 千代田湖キャンプ場の運営について 山下高遠商工観光課長

令和3年度から、千代田湖キャンプ場を全面有料化とし、施設の管理業務を外部委託する。施設の開設期間は、5月1日（土）から10月31日（日）。施設の管理業務はNPO法人東京少年少女センターへ委託する。

7 協議事項

(1) 委員提案

ア 太陽光発電設備の適正な設置について 5番 伊藤 岩雄 委員

高遠町内においても、峠の頂上や山の斜面、住宅地に隣接した空地や休耕田に、太陽光発電設備の設置が多くみられる。伊那市では、平成27年に「再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」を制定し、設置者に対し指導を行っているが、施設の設置に当たり、地域住民と設置者間でのトラブルを耳にするようになった。ガイドラインは、環境や景観の保全、災害や危険防止の観点から、発電設備を設置するために配慮すべき点、また設置によって影響を受ける住民に対して説明会を行い十分な理解を得た上で、市に届け出を行うというもので、これまでFIT法や国のガイドラインの改正に合わせ、伊那市のガイドラインも改正され相互に補完しあうものとなっているが、許可制ではないため、ガイドラインに沿わず、行政から指導があっても事業が実施されてしまうのが現状。伊那市議会でも、条例化に向けた一般質問も行われたが、財産権の問題、上位法との関係から、条例によって規制することは難しいとされ、また、条例制定の請願も出されたが、その際は趣旨採択となっている。地域住民の不安が顕在化する中で、さらに踏み込んだ、強制力を持ったガイドラインの見直しをお願いできないか。「高遠の風景を気に入って移住してきた。この風景にソーラーは醜い」、「国道沿いなどに多くソーラーパネルが設置されているが、日本で最も美しい村を推進している高遠町の観光や移住定住政策に逆行することになる」などの意見を住民からいただいている。

（総務課長）ガイドラインは平成27年4月に制定され、令和2年9月1日に全文改正された。改正の概要は、①計画から撤去・処分までの適切な対応と、関係法令の遵守を要請するという「目的の見直し」、②市ガイドラインは、国のガイドラインと相互に補完し、適正な発電事業を推進するものであるという「ガイドラインの位置付けの追加」、③設置を避ける区域に、「砂防法」、「地すべり等防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に規定された区域を追加、④計画段階から撤去処分まで、設置者がすべき事項（責務）を、事業の段階ごとに記載、⑤受理書の交付後に、計画内容と異なる事業を実施したときや、虚偽の記載が認められたときは、受理を取り消すことを追加、⑥事業内容が適格に確認できるように届出書類の見直しと添付書類の追加。条例化については、議会一般質問や請願・陳情で取り上げられている。条例で規制を行うには、何をどのような理由で守り、その基準を明確にする必要があること、財産権の問題や上位法との関係もあり全てを規制することができないことから、ガイドラインで対応していく。規制については、国の法律や県条例で対応してもらうよう、市、市議会ともに要望を出している。設置者・住民等・市のそれ

ぞれが行う手続きの流れを図示化した「フローチャート」、「Q&A集」を添付する。

(会長) 通常、委員提案の回答は担当課からするが、今回はガイドラインの説明のみとなるため、担当である生活環境課を招集しなかった。今後、地域協議会として、この問題をどう取り扱っていくかをお諮りしたい。

(委員) 自分が区長の時に太陽光発電設備の設置について、業者主催の住民説明会をした経験がある。当時は承諾の義務を求めてはいなかった。ガイドラインについては、よくわからない部分があり、地域協議会の委員として、もっと理解を深める必要があるのではないか。

(支所長) 今回この場では意見や方向性をまとめることはできないのでは。ガイドラインの見直しの論点を整理して書面等で提出してもらい、勉強会をしていったらいかがか。

(委員) 今まで田畑だったところにソーラーパネルが建ち、近隣住民は毎日その光景を目にしなければならぬ。ガイドラインの第7条2、3、4項あたりをもっと強力にしてもらえないか。

(委員) 太陽光発電設備の設置について、伊那市では推奨するのか。設置の場所について、防災マップに掲載されている危険地域を考慮すべきだ。

(会長) ガイドラインの改善点や付け加えたほうが良い事、疑問点などを書面で事務局へ提出いただき、それをまとめたうえで、勉強会を持つという進め方はいかがか。5月20日(木)までに事務局へ提出いただきたい。

(支所長) 事務局で報告用紙のひな型を整えて送付するので、そちらへご記入いただき、返送いただくようにする。発送は連休明けとなるが、ご理解いただきたい。

(伊藤会長) オブザーバーの市議会議員の皆さんからご意見があれば伺いたい。

(議員) 太陽光発電設備の設置は、関係する住民の大きな関心事だが、あくまでも個人の所有物であるため、難しい課題である。

(議員) 田畑、空地等の屋外に建てるソーラーパネルを野建てというが、この野建てが問題となっている。令和2年9月のガイドライン改正は、業者が地元住民の承認を得なければならないように改善されている。

8 伊那市協働のまちづくり交付金事業の選考について

(1) 申請団体から事業計画説明及び質疑

(2) 選考 非公開

結果 ・高遠在来とうがらし保存会

事業名「高遠在来とうがらし普及・活用」 採択 438,000円

・伊那市高遠町「日本で最も美しい村」推進委員会

事業名「伊那市高遠町「日本で最も美しい村」推進委員会活動」 採択 905,000円

(3) その他

(事務局) 採択の事業分を除いての予算残額が14万6千円ほどある。再募集をかけたらいかがか。
～異議の声なし

(伊藤会長) 二次募集をかけることとする。

(事務局) 5月末の市報配布時に二次募集のチラシを回覧する。6月末を申請締切りとし、7月には審査というスケジュールで計画する。

9 次回日程について

ガイドライン等の質疑取りまとめの様子等で日程を決定する。決まり次第通知する。

10 閉 会 (午後8時05分)